

5類移行後（令和5年5月8日以降）の鳥取大学における新型コロナウイルス対応

令和5年4月25日

感染症タスク・フォース決定

1. 対策の基本方針

基本的には、政府、鳥取県等が発出する情報を参考とし、各自感染対策を励行することとする。ただし、毒性の強い新たな変異株が出た場合等、大学として何らかの対策を講ずる必要があるときは、学長の判断により、適宜感染症タスク・フォースを開催し、対策を検討する。

なお、これまで感染症タスク・フォースで決定した判断基準等を基に、各部局の判断により、感染対策を講ずることを可能とする（例：医学部附属病院、附属学校部で必要な感染対策を継続する 等）。

また、政府及び鳥取県より通知等があった場合は、関係者間で共有し、必要に応じて対応を検討し、周知する。

2. マスク、消毒液等の備蓄及び配布について

マスク、消毒液等の新型コロナウイルスに係る備蓄品については、当分の間、保健管理センターで管理し、必要に応じて保健管理センターから各部局等に対して備蓄数を勘案して配布することとする。令和6年度以降は、災害時の備蓄品として総務企画部総務企画課が管理する。

附 則

この対応は、令和5年5月8日から施行する。